

宮城県国土利用計画(第六次)見直し素案への意見対応表

資料2

計画事項	整理番号	頁	修正区分	素案・抜粋	市町村等意見内容	意見の理由	修正(対応)案	修正等に係る考え方
1 策定に関する基本的な考え方	1	2	時点修正	(3)計画の構成と期間 計画の目標年次は、新ビジョンの計画期間を踏まえ、令和13(2031)年とし、基準年次は平成29(2017)年とする。	基準年次は平成29(2017)年ではなく、令和4(2022)年ではないか。	—	指摘のとおり修正。 なお、基準年次は令和5(2023)年に更新し、最新の数値を用いることとする。P16の4(1)イも同様に修正。	<修正の理由> 今回の見直しにあたり時点を更新する。
	2	3	時点修正	(P3)(4)ハ ・国土強靱(じん)化 ※振り仮名 (P22)5ハ ・国土強靱化地域計画	・「国土強靱(じん)化」を「国土強靱化」に改める。 ・国土強靱化地域計画(第3期)とする。	・宮城県国土強靱化地域計画においても振り仮名を振っていないため不要と考える。また、表記ゆれ(振り仮名あり・なし混在)を訂正する。 ・令和7年度が第3期計画の始期となる。	意見のとおり修正。	<修正の理由> 「県国土強靱化地域計画」にあわせて振り仮名を削除し、最新の計画を参照していることを明記する。
2 県土利用の現状と課題	3	3	時点修正	(1)県土地利用の現状 他方で道路及び宅地は、復旧・復興事業を主因とした増加をなお続けている。	他方で道路及び宅地については…(「道路及び」を削除)	道路に関する復旧・復興事業は、令和4年度で完了しており、復旧・復興事業による道路施設の増加はない。	以下のとおり修正。 →「他方で道路は令和4年度に復旧・復興事業が完了しており、現在は更なる地域産業の活性化などを図るため、一般道路の整備などにより増加傾向にある。宅地は、仙台市やその周辺市町村の需要が堅調であり増加を続けている。」	<修正の理由> 今回の見直しにあたり時点修正する。
	4	4	国土の管理構想	(2)ロ 被災沿岸部を中心に県内の多くの地域で人口減少が進行しており、今後は一部の地域を除き、人口減少に伴う低未利用地や空き家・空き店舗の増加、離農等による耕作放棄地の増加や山林の荒廃、所有者不明土地の増加が共通の課題としてより顕在化してくると思われる。	左記の後に、次の文言を追加頂きたい。 「特に中山間地域や都市の縁辺部においては、人口減少により、従来と同様に労力や費用をかけて土地を管理し続けることは困難になることが想定される。」	全国計画において、「国土の管理構想」を全国で進めるとされており、宮城県においても、「国土の管理構想」に基づく取組を進めていただきたい。(国土交通省)	意見のとおり修正(追記)。	<修正の理由> 国の意見に従い修正する。
	5	4	DX	(2)ロ また、適切な県土利用・管理を推進するに当たっては、デジタル技術を活用することにより県土利用・管理の効率化・高度化を図ることが必要となる。	デジタル技術の範囲が広すぎるため、何をどう活用するのか具体的に記載して欲しい。	デジタル技術を活用することによりと記載があるが、具体的に何をどう活用するのか不明。	以下のとおり修正。 →「また、適切な県土利用・管理を推進するに当たっては、地理空間情報等のデジタルデータ・リモートセンシング等のデジタル技術を活用するとともに、県土の状況把握・見える化、まちづくり、農林業等の課題に応じたデジタル技術の開発、実装を推進することにより県土利用・管理の効率化・高度化を図る。」	<修正の理由> 全国計画の表記にあわせて具体的な内容を記載する。
	6	5	字句修正	(2)ハ …開発や集落移転等で地域の土地利用状況が変化したことに加えて、 <u>狩猟者の減少や高齢化により鳥獣被害対策実施隊等が減少したこと</u> から、イノシシやニホンジカなどの野生鳥獣の生息数が増加し生息域が拡がり、農作物や森林の食害が深刻化した経緯がある。	「狩猟者の減少や高齢化により」の文言は実態と乖離しているため修正願う。	狩猟者数について、H21年に2,659人→R5年に4,177人に増加。高齢化率もH23年73.7%→R5年50.3%になっている。	意見のとおり修正(削除)。 →「…開発や集落移転等で地域の土地利用状況が変化したことに伴い、狩猟者の減少や高齢化により鳥獣被害対策実施隊等が減少したことからイノシシやニホンジカなどの野生鳥獣の生息数が増加し生息域が拡がり、農作物や森林の食害が深刻化した経緯がある。」	<修正(削除)の理由> 実態にあわせた表記に修正する。
	7	5	字句修正	(2)ハ …土砂災害の防止や水源かん養といった多面的機能を有していることから、近年多発する豪雨災害の低減化においても重要な役割を果たしている。	「低減化」⇒「(災害)による被害の軽減」	表現の適正化のため。(環境省)	意見のとおり修正。 →「…近年多発する豪雨災害による被害の軽減においても重要な役割を果たしている。」	<修正の理由> 適切な表現に修正する。
8	5	字句修正	(2)ハ 県では、これまで太陽光発電施設の設置等に関する条例(令和4年宮城県条例第39号)や、環境影響評価制度等の適切な運用に取り組んできたが、再生可能エネルギーの導入と環境保全の両立のための新たな取組として、再生可能エネルギー発電事業の地域との共生に向け、再生可能エネルギー地域共生促進税条例(令和5年宮城県条例第34号。以下「再エネ税」という。)を導入した。	・「再エネ税」という略称は使用しないでいただきたい。 ・「税条例を導入した。」であれば、「以下「再エネ税」という。」は不適切である。(条例の略称ではなく税の略称となっている。)	再エネ税という略称は、本税の趣旨について誤解を招く恐れがある。県の他の各種計画等でも略称は使用していない。	意見のとおり修正。 →「県では、これまで太陽光発電施設の設置等に関する条例(令和4年宮城県条例第39号)の制定や、環境影響評価制度等の適切な運用に取り組んできたが、再生可能エネルギーの導入と環境保全の両立のための新たな取組として、再生可能エネルギー発電事業の地域との共生に向け、再生可能エネルギー地域共生促進税条例(令和5年宮城県条例第34号。)を導入した。」	<修正の理由> 適切な表現に修正する。	

宮城県国土利用計画(第六次)見直し素案への意見対応表

資料2

計画事項	整理番号	頁	修正区分	素案・抜粋	市町村等意見内容	意見の理由	修正(対応)案	修正等に係る考え方
3 県土の利用の基本方針	9	7	字句修正	(1)イ こうした中、都市地域にあっては、高齢化の進展や空き家の発生などが課題となり、土地の有効利用及び適正管理の水準が低下していくと考えられる。	「都市地域にあっては、」とあるが、削除もしくは「都市地域にあっては、」としてどうか。	高齢化の進行や空き家の発生などが課題となっているのは、都市地域に限った話ではないため。	意見のとおり修正(削除)。	<修正の理由> 実態にあわせた表記に修正する。
	10	7	国土の管理構想	(1)イ このような状況下で、引き続き安全で快適な地域環境を維持していくために、地理空間情報等のデジタルデータを活用し、県土の状況把握・見える化することなどにより、無秩序な開発の抑制、最小限度の地目転換、市街地再開発事業の活用、公共施設の更新に伴う再配置等も含めた抜本的な検討など、移住・定住の促進も視野に入れた上で、需要に応じた都市機能の最適化を念頭に置いた土地利用を進めていくこととする。	左記の後に、次の文言を追加頂きたい。 「特に中山間地域や都市の縁辺部においては、人口減少により、従来と同様に労力や費用をかけて土地を管理し続けることは困難になることが想定されることから、地域の目指すべき将来像を見据えた上で、優先的に維持したい農地をはじめとする土地を明確化し、放牧や計画的な植林等により草刈りや見守り程度の粗放的な管理や最小限の管理を導入するなど、地域の合意形成に基づき、管理方法の転換等を図る「国土の管理構想」を宮城県で進める。その際、モデル事例の形成や策定ノウハウの普及といった策定意欲を喚起するための対策、関係府省等の各種支援制度等を活用した支援、関係府省を含めた国と地方公共団体の連携による伴走型の推進体制を構築することが重要である。」	全国計画において、「国土の管理構想」を全国で進めるとされており、宮城県においても、「国土の管理構想」に基づく取組を進めていただきたい。(国土交通省)	以下のとおり修正(一部修正して追記)。 →「また、特に中山間地域や都市の縁辺部においては、人口減少により、従来と同様に労力や費用をかけて土地を管理し続けることは困難になることが想定されることから、地域の目指すべき将来像を見据えた上で、優先的に維持したい農地をはじめとする土地を明確化し、地域の合意形成に基づき、最小限の管理を導入する「国土の管理構想」の取組を進める。その際、モデル事例の形成や策定ノウハウの普及といった策定意欲を喚起するための対策、国の各種支援制度等を活用した支援、国と地方公共団体の連携による伴走型の推進体制を構築することが重要である。」	<修正の理由> 国の意見に従い修正する。
	11	7、9	DX	(1)イ …引き続き安全で快適な地域環境を維持していくために、デジタル技術を活用することにより、無秩序な開発の抑制、最小限度の地目転換… (1)ニ …森林の持つ多面的機能の健全な発揮を促進するとともに、デジタル技術の活用により、森林管理等の効率化を図る。	・デジタル技術の範囲が広すぎるため、何をどう活用するのか具体的に記載してはどうか。	・「デジタル技術を活用することにより」とあるが、具体的に何をどう活用するのか不明なため。	以下のとおり修正。 →(1)イ 「…引き続き安全で快適な地域環境を維持していくために、地理空間情報等のデジタルデータを活用し、県土の状況把握・見える化することなどにより、無秩序な開発の抑制、最小限度の地目転換…」 →(1)ニ 「…森林の持つ多面的機能の健全な発揮を促進するとともに、リモートセンシング等のデジタル技術や地理空間情報を活用することで、森林管理棟の効率化を図る。」	<修正の理由> 全国計画等の表記にあわせて具体的の方策を記載する。
	12	11	字句修正	(2)ハ 再生可能エネルギーの導入と環境保全の両立のための新たな取組として、再生可能エネルギー発電事業の地域との共生に向け、再エネ税を導入するなど、環境に配慮したまちづくりを一層進め、地球温暖化対策に資するとともに、気候変動に起因する災害発生リスクの低減を図るため、再生可能エネルギー施設の配置については、各種法規制等により自然維持地域への影響を慎重に検討するなど、必要な調整に取り組む。	・「資するとともに」の前と後が繋がっていない。 ・税については、森林(国有林及び地域森林計画対象民有林)を開発した場合が対象となり、自然維持地域とは必ずしも関係するものではない。他の複数項目で税について言及しているため、この項目で無理に言及する必要はないと思われる。	—	以下のとおり全国計画に合わせた表現に修正。 →「加えて、近年、カーボンニュートラルの実現に向けて導入が進められている再生可能エネルギー発電施設の整備に伴う森林開発は、将来の設備廃棄や景観との調和に関する地域の懸念を踏まえ、土地利用や自然環境、景観、防災等に配慮しながら地域と共生する形で進める必要がある。」	<修正の理由> 税については触れず、第六次全国計画に合わせた表現に修正する。
	13	13	再生可能エネルギー地域共生促進税条例	(3)ロ 再生可能エネルギー発電施設用地への転換等、脱炭素社会の構築において必要となる森林開発については、各種法規制やガイドラインに則し、生態系や景観への配慮も含めた適正な土地利用が行われるよう必要な調整を行うこととする。	下線部分を追記してはどうか。 「…森林開発については、再生可能エネルギー地域共生促進税条例を適切に運用するとともに、各種法規制やガイドラインに則し、生態系や景観への配慮も含めた適正な土地利用が行われるよう必要な調整を行うこととする。」	税については、森林(国有林及び地域森林計画対象民有林)を開発した場合が対象となっており、本項目において記載を追加することが適切と考えられる。	意見のとおり修正。 →「…森林開発については、再生可能エネルギー地域共生促進税条例を適切に運用するとともに、各種法規制やガイドラインに則し、生態系や景観への配慮も含めた適正な土地利用が行われるよう必要な調整を行うこととする。」	<修正の理由> 意見を反映する。
	14	14	時点修正	(3)ホ 本県では、震災復興の観点から、沿岸部を中心とした高速道路や、津波への多重防御機能を有する高盛土構造の道路整備、防災道路ネットワークの形成を進めたところであり、これらの整備計画の完遂に向けて引き続き取り組むとともに、国土強靱化の観点から、大規模自然災害等に備えた強靱な県土づくりを推進する社会資本整備を継続的に推進する。	下線部分のように修正してはどうか。 本県では、震災復興の観点から、沿岸部を中心とした高速道路や、津波への多重防御機能を有する高盛土構造の道路整備、防災道路ネットワークの形成を進めてきたところであり、令和4年度には、復興交付金を活用した復旧・復興事業が全て完了している。一方で、近年、頻発化・大規模化・多様化している災害時にも有効に機能する防災道路ネットワークの構築とともに、本県がかかげる富県躍進に向け、持続可能な宮城の県土を支える道づくりを一層推進する。	時点修正するもの。	意見を踏まえ、以下のとおり修正。 →「本県では、震災復興の観点から、沿岸部を中心とした高速道路や、津波への多重防御機能を有する高盛土構造の道路整備、防災道路ネットワークの形成を進め、令和4年度には、復興交付金を活用した復旧・復興事業が全て完了しているが、国土強靱化の観点から、大規模自然災害等に備えた強靱な県土づくりを推進する防災道路ネットワークの構築とともに、本県が掲げる富県躍進に向け、持続可能な宮城の県土を支える道づくりを一層推進する。」	<修正の理由> 今回の見直しにあたり時点を更新する。
15	15	再生可能エネルギー地域共生促進税条例	(3)ト 特に、大規模施設の設置においては、開発に伴い土地の性質が大きく変わるため、施設周辺及び下流域への影響を十分考慮するよう指導し、また、県や国が策定しているガイドラインにより、事業者が地域住民との合意形成を図れるよう支援する。また、再生可能エネルギーの導入と環境保全の両立のための新たな取組として、再生可能エネルギー発電事業の地域との共生に向け、再エネ税を導入するなどの取組により、より適切な土地利用への誘導を図ることとする。	下線部分のように修正してはどうか。 「特に、大規模施設の設置においては、開発に伴い土地の性質が大きく変わるため、施設周辺及び下流域への影響を十分考慮するよう指導し、また、県や国が策定しているガイドラインにより、事業者が地域住民との合意形成を図れるよう支援する。また、再生可能エネルギーの導入と環境保全の両立のための新たな取組として、再生可能エネルギー発電事業の地域との共生に向けて導入した、再エネ税再生可能エネルギー地域共生促進税条例を適切に運用するを導入するなど、これらの取組により、より適切な土地利用への誘導を図ることとする。」	税がこれから導入されるように読めるため適切に修正する。 ・前段の「事業者が地域住民との合意形成を図れるよう支援する」とこと、後段の「再エネ税を導入する」とことどちらも推進していくように読めるよう文言を修正する。	意見を踏まえ、以下のとおり修正。 →「特に、大規模施設の設置においては、開発に伴い土地の性質が大きく変わるため、施設周辺及び下流域への影響を十分考慮するよう指導するとともに、県や国が策定しているガイドラインにより、事業者が地域住民との合意形成を図れるよう支援する。また、再生可能エネルギーの導入と環境保全の両立のための新たな取組として、再生可能エネルギー発電事業の地域との共生に向けて導入した、再生可能エネルギー地域共生促進税条例の適切な運用などにより、より適切な土地利用への誘導を図ることとする。」	<修正の理由> 意見のとおり適切な表現に修正する。	

宮城県国土利用計画(第六次)見直し素案への意見対応表

資料2

計画事項	整理番号	頁	修正区分	素案・抜粋	市町村等意見内容	意見の理由	修正(対応)案	修正等に係る考え方
4 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	16	18	字句修正	(2)(イ) 特に、仙台北部中核工業団地をはじめとする仙台北部地域では、自動車関連産業等の更なる集積と定住人口の増加により、仙台空港周辺では、民営化を契機とした周辺開発の進展等により、それぞれ都市的土地利用の増加が想定される。	下線部分を追加してはどうか。 「自動車及び半導体関連産業等の更なる集積と定住人口の増加…」	—	意見のとおり修正。 →「特に、仙台北部中核工業団地をはじめとする仙台北部地域では、自動車及び半導体関連産業等の更なる集積と定住人口の増加により…」	<修正の理由> 意見を反映する。
	17	18	字句修正	(2)(イ) 他方、沿岸部では、東日本大震災を契機とした人口流出が起こり、内陸部でも過疎化が進む地域があることから、良好な自然環境や伝統的生活様式への回帰といったニーズを想定し、定住化を促進する。	定住化を促進するとあるが、具体的な施策を記載してはどうか。	—	意見のとおり修正。 →「他方、沿岸部では、東日本大震災を契機とした人口流出が起こり、内陸部でも過疎化が進む地域があることから、良好な自然環境や伝統的生活様式への回帰といったニーズを活かし、魅力あふれた持続可能な地域づくりを推進し、定住化を促進する。」	<修正の理由> 意見を反映する。
5 計画の実現に向けた措置	18	21	国土の管理構想	イ …あわせて、土地の所有者が良好な土地管理と有効利用を図るよう、土地基本法等の改正を踏まえた啓発等を行う。	次の文言を「イ 適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用」の中に追加頂きたい。 「目指すべき将来像を見据えた上で、優先的に維持したい農地をはじめとする土地を明確化し、粗放的な管理や最小限の管理の導入などの管理方法の転換等を図る国土の管理構想に基づく市町村管理構想や、地域住民の発意と合意形成を基礎とする地域管理構想の取組を宮城県で推進する。」	全国計画において、「国土の管理構想」を全国で進めるとされており、宮城県においても、「国土の管理構想」に基づく取組を進めていただきたい。(国土交通省)	以下のとおり修正(一部修正して追記)。 →「…啓発等を行うとともに、全国計画を踏まえ、目指すべき将来像を見据えた上で、優先的に維持したい農地をはじめとする土地を明確化し、粗放的な管理や最小限の管理の導入などの管理方法の転換等を図る「国土の管理構想」に基づく市町村管理構想や、地域住民の発意と合意形成を基礎とする地域管理構想の取組を支援する。」	<修正の理由> 国の意見に従い修正する。
	19	24	時点修正	ニ 災害に強い農業・農村づくりに向け、農地の大区画化・整序化や改良及び宅地の高台等への防災集団移転等と連携した農地整備を完遂する。	下線部分のように修正してはどうか。 災害に強い農業・農村づくりに向け、農地の大区画化・整序化や改良及び宅地の高台等への防災集団移転等と連携した農地整備を完遂する。 農村の地域社会を維持していくため、土地改良区、市町村、集落等の多様な関係者で施設の集約・再編、遠隔操作等のデジタル技術活用等について議論を進め、農業生産基盤の効率的な保全管理に努める。	防災集団移転等と連携した農地整備は完了済みであり、今後は、農村の人口が減少していく中で、効率的に農業生産基盤の保全が重要となるため。 ※食料農業農村基本法の改正でも、農業生産基盤の保全について新たに記載された。	意見のとおり修正。	<修正の理由> 意見を反映する。
	20	24	字句修正	ニ 市街化区域内の農地については、宅地化だけでなく、農地としての保全や市民農園等のニーズも考えられることから、適切な土地利用計画に基づき、まちづくりに活用していく。	左記の下線部分について、都心等には適切だが、本県の規模ではあまり馴染まないのではないかと(区域区分を有する都市計画区域内にある市民農園等のほとんどが市街化調整区域に位置している)。	—	以下のとおり修正。 →「市街化区域内の農地については、宅地化だけでなく、農地としての保全や市民農園等のニーズなども考えられることから、適切な土地利用計画に基づき、まちづくりに活用していく。」	<修正の理由> 市民農園のあり方ではなく、市街化区域の農地のあり方について記載している項目であるため。
	21	24	DX	ニ 森林の持つ県土保全機能等の向上を図るため、流域を基本的な単位とし、地域特性に応じて、間伐等の森林の整備、保安林の適切な管理及び治山施設の整備等を進め、森林の管理水準の向上を図るとともに、デジタル技術の活用により、森林管理等の効率化を図る。	デジタル技術の範囲が広すぎるため、何をどう活用するのか具体的に記載して欲しい。	デジタル技術を活用することによりと記載があるが、具体的に何をどう活用するのか不明。	以下のとおり修正。 →「森林の持つ県土保全機能等の向上を図るため、流域を基本的な単位とし、地域特性に応じて、間伐等の森林の整備、保安林の適切な管理及び治山施設の整備等を進め、資源情報管理にGISを活用するとともに、クラウド化するなど、森林管理等の効率化を図る。」	<修正の理由> 意見を反映する。